

国立大学法人岐阜大学の中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>【理 念】 【理念】 岐阜大学は、「学び、究め、貢献する」地域に根ざした国立大学として、東西文化が接触する地理的特性を背景としてこの地が培ってきた多様な文化と技術の創造と伝承を引き継ぎ、人と情報が集まり知を交流させる場、体系的な知と先進的な知を統合する場、学問的・人間的発展を可能とする場、その成果を社会に発信し、有為な人材を社会に送り出す場となることによって、学術・文化の向上と豊かで安全な社会の発展に貢献する。</p> <p>【目 標】</p> <p>1) 岐阜大学は、人材養成を最優先事項として位置付け、質・量ともに充実した教育を行い、豊かな教養と確かな専門的知識・技能、広い視野と総合的な判断力、優れたコミュニケーション能力に加え、自立性と国際性を備えた高度な専門職業人を幅広い分野で養成し、社会に輩出する。</p> <p>2) 岐阜大学は、優れた教育を実践するための研究基盤を維持するとともに、生命科学及び環境科学分野をはじめとする独創的、先進的研究の拠点形成を目指し、その成果を社会に還元する。</p> <p>3) 岐阜大学は、多角的な教育力及び研究力により、地域の諸課題に取り組み、地域社会において存在感のある大学として、地域社会の活性化に貢献する。</p> <p>4) 岐阜大学は、教育と研究の特性を生かした大学の国際化を推進し、学生や教職員の国際的通用性を高め、地域社会の活性化に貢献する。</p>	

<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部・研究科及び別表2に記載する教育関係共同利用拠点を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p>①社会で生涯にわたって高度な専門職業人として活躍するために必要な、総合的な判断力や優れたコミュニケーション能力等の基盤的能力と専門的能力を自立的に学習する教育を実現する。</p> <p>②大学の入学者受入れの方針に沿って、学部・大学院の教育方針を明確に提示する。</p> <p>③教育方法や学習環境の改善につなげるため、学生と教員の双方が到達目標とその水準を明確にして学習成果を評価する。</p> <p>④国際化に対応するために、教育課程の特性に応じた英語教育の導入と国際交流活動を推進する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1：学部・大学院で修得すべき基盤的能力，専門的能力の内容及び水準を明確にし，それを学生・教員が共有して教育を実施する。</p> <p>①-2：学習に対する自立と責任を持つ態度を育成するため，学生主体の教育を実施する。</p> <p>②-1：学部・大学院の学位授与の基準，達成すべき学習成果を明確にした教育課程，入学者の受入れの方針を一貫性あるものとして具体的に明示する。</p> <p>②-2：入学者受入れの方針に応じて，入学者選抜方法及び入試実施体制を改善・整備する。</p> <p>③-1：基礎教育，共通教育，専門教育の体系的な教育課程において，学生自身が能力を自己点検して学習成果を確認できるシステムを構築する。</p> <p>③-2：シラバスの内容を基盤的能力，専門的能力の学習成果の観点から充実させ，適切な成績評価の方法を開発し，実施する。</p> <p>③-3：学習に対して自立と責任を持つ態度を育成するための授業方法を開発し，実施する。</p> <p>④-1：学部教育や大学院教育の特性を生かした一貫性のある学生主体の英語教育プログラムを整備し，実施する。</p> <p>④-2：国際交流プログラムを整備し，国際的な教育・研究活動を展開する。</p>

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- ①組織及び教員個人の教育力向上のための適切な評価を行う体制を改善・強化する。
- ②教育の質の維持・向上の観点から、組織の見直しや他大学との連携を行う。
- ③教育効果を高める観点から教育環境について点検・改善・整備を行う。
- ④国際化に対応するための体制を整備し、充実させる。

(3) 学生への支援に関する目標

- ①入学から卒業・修了までの学生生活全般にわたる支援体制及び環境を整備し、充実させる。
- ②学生の自立的学習、コミュニケーションを促進する環境整備及び学習支援体制を整備し、充実させる。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ①優れた教育を実践する基盤となる研究活動を全国的・国

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ①-1：教育に関する基本方針と実施体制の検討組織を設置する。
- ①-2：ファカルティ・ディベロップメントを組織的・計画的に実施する。
- ①-3：教育効果を高めるため、多面的な教育評価方法を確立する。
- ②-1：学部・大学院教育の実施体制の見直しを行い、充実させる。
- ②-2：質の高い教育を行う観点から、必要に応じ、他大学との連携を行う。特に獣医学教育においては、鳥取大学との教育課程の共同実施を目指す。
- ③-1：図書館や教育メディアの整備及び活用支援を行う。
- ④-1：全学的な英語教育体制を整備し、充実させる。
- ④-2：留学生のための日本語教育体制を整備し、充実させる。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ①-1：就職支援、キャリア教育、インターンシップ事業を全学的に支援する組織体制を充実・強化する。
- ①-2：学生の諸課題に的確・迅速に対応できる体制を充実・強化する。
- ①-3：学生の課外活動を活性化するための支援体制を整備し、充実させる。
- ②-1：学生の自立的学習や学生相互がコミュニケーションできる環境を整備し、充実させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ①-1：研究の成果を評価の高い専門誌等に発表するとともに、教育活動や人材育成に活か

際的水準で展開する。

②社会的要請や地域課題に応える研究，及び本学の地域性や人的資源を活かした特色ある研究を推進する。

③国際的研究拠点等を目指して，これまで培ってきた環境科学や生命科学系の独創的，先進的研究をさらに発展させる。

(2) 研究実施体制等に関する目標

①教育の基盤である研究活動の促進と研究の質及び研究力の向上を図るため，研究環境を整備し，充実させる。

②地域貢献や本学の特色化に資する研究を実施するために，研究施設・大学院等の研究基盤を教職員の柔軟な配置等により戦略的に整備し，充実させる。

③環境科学や生命科学系の研究を柱とした独創的，先進的研究の拠点を形成する。

④国際的な研究活動を積極的に展開し，研究成果及び人材育成を通して国際貢献に寄与する。

す。

①-2：研究力及び研究の質の向上につなげるため，将来性が見込める優れた研究の支援や各種公募事業への申請支援を行う。

②-1：社会の要請や地域課題に応える研究を学内公募や地域との連携により推進し，その成果を地域社会に積極的に公開・還元する。

②-2：専門分野や学部（研究施設）等の枠を越えた共同研究や連携研究を推進する。

③-1：環境科学や生命科学系をはじめとする研究の活動実績について点検・評価を行い，その結果を基に国際的拠点の形成を目指した高い評価が得られる研究を企画し，推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

①-1：資源配分や業務内容等について点検・評価を行い，研究環境を整備し，充実させる。

①-2：学内の研究支援センター等の支援体制や支援状況を点検・評価し，支援機能を充実・強化する。

①-3：若手研究者を育成するための大学院生に対する経済的支援制度や国内外の著名な研究者招聘を促進する制度等を整備し，充実させる。

①-4：研究の評価を実質化するため，研究実績の評価法を確立し，インセンティブ制度を整備して，充実させる。

②-1：特色ある研究センターや部局の研究組織等について点検・評価し，重点化や再編成等を行い，研究体制を整備して，充実させる。

②-2：研究機関・他大学等との連携や，自治体・企業等からの寄附講座の設置等により研究組織を整備し，充実させる。

③-1：環境科学や生命科学系をはじめとする特色ある研究拠点を設置する。

④-1：協定大学をはじめ世界の大学・研究機関との人的交流や共同研究等を推進する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- ①地域に根ざした国立大学として、多角的な研究能力を活用して、自治体等との組織的な連携活動を推進し、その継続を通して地域の諸課題の解決や地域の再生・発展に貢献する。
- ②地域産業界及び自治体との連携・協力を推進し、学術資源の活用によって地域産業の振興に貢献する。
- ③地域の教育機関等との連携と大学の教育機能の開放を強化し、地域の生涯学習の振興に貢献する。
- ④地域医療の確保や進行する高齢社会の諸問題の解決支援に貢献する。

(2) 国際化に関する目標

- ①大学の国際化を推進するための体制を整備し、充実させる。

- ④-2：研究留学生の受け入れを厳格な評価・選抜の下で推進し、人材育成を通して国際貢献に寄与する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ①-1：自治体との包括協定締結と協定自治体間の組織的連携を進め、当該自治体の地域振興計画等の実施に向けて大学として参加・貢献可能な分野・手法を協議し、実施計画に基づく活動の進捗状況等を検証して地域貢献を実質化させる。
- ①-2：地域の行政機関やNPO等からの相談窓口の整備と地域連携に協力可能な研究者とその研究分野・実績リストの作成・公表により、大学のシンクタンク機能を強化する。
- ②-1：自治体等との地域産業振興に向けた連携活動の強化と学術資源情報の活用者目線に立った整備を行い、共同研究や受託研究等を通じて技術的課題等を有する企業を支援する。
- ②-2：地域産業の振興のため、社会人の教育体制を充実させ、その成果をインターンシップ等のキャリア教育に活用する。
- ③-1：教育委員会・教育機関等との連携・協働の体制づくりを進め、学校教育の改革・改善及び地域青少年教育の質向上を実現する。
- ③-2：自治体、産業界、NPO等との連携・協働を進め、多様な生涯学習機会の拡充と地域づくりをリードする人材を養成する。
- ④-1：自治体等と連携しながら地域医療を担う人材を養成する。
- ④-2：高齢社会が抱える諸問題を多面的に捉え、研究の推進と市民への啓発を進める。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ①-1：大学の国際化を推進する拠点として、国際戦略本部を充実させる。
- ①-2：国際交流会館を拡充し、学生や研究者、地域コミュニティ等との交流を推進する。

②大学の国際化への取組成果を活かし、社会に貢献する。

(3) 附属病院に関する目標

①地域の中核となる医療人を育成する。

②地域連携の基盤に立ち、高質な医療を提供する。

③拠点病院の機能を活用し、EBM (evidence based medicine) を確立するための臨床研究の推進と新規医療技術開発を遂行する。

④迅速な経営判断に基づく経営基盤の強化と効率的な組織運営を行う。

(4) 附属学校に関する目標

①実践的教育に基づく教員養成の推進に協力し、教育の質を向上させる。

①-3：学生、教職員の国際性を高めるための全学的な取り組みを推進する。

②-1：地域の住民や国際交流団体、企業等との定期的な国際交流及び留学生の社会活動を促進する。

②-2：協定大学との交流を推進し、開発途上国等への支援を充実させる。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

①-1：学部の臨床実習カリキュラム改革を受けて、特に5、6年生・研修1年生を一貫体制とする。これに対応するため、病院内各職種による横断的な研修医教育を行う。また、専門医の技術向上支援とコメディカルスタッフの研修支援、及び各種拠点病院事業の一環として地域医療人に開かれた研修を行う。

②-1：地域から期待されている先進・高度医療、難治性疾患等の拠点病院機能を整備する。また、高度な医療安全体制を維持・向上させ、4疾患に関する岐阜県の医療計画、5事業に関する国・地域からの要請に応じ、「安心・安全な医療」に積極的に参画するための機能整備を行う。

③-1：膨大な患者医療情報を駆使した臨床研究、特にデータ固定が確実な質の高い研究を推進する。

③-2：連合大学院を形成する岐阜薬科大学、連合創薬医療情報研究科と臨床研究における連携を強化する。

④-1：病院機能の向上に必要な組織・手段・プロセスを継続的に点検・評価し、各種業務プロセスの有機的連携と業務改善を行う。

④-2：職員の貢献度の適正評価と医療情報システムのデータを活用した迅速な経営状況の把握・分析を通じ、戦略的かつ効果的な改善を行う。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

①-1：附属小・中学校教員の連携を深め、教育学部教員と協同して義務教育9年間を見通したカリキュラム開発や教科教育を推進する。

	<p>①-2：教育実習や大学院の実習について教育学部との連携を強化する。</p> <p>①-3：附属小・中学校と教育学部との研究面での連携を強化する。</p> <p>①-4：地域の教育力の向上のため、教育学部や教育委員会と連携した教員研修を推進する。</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>①学長のリーダーシップに基づき、教育研究の向上に資する大学経営・組織運営を推進する</p> <p>②学長を中心としたリスク・マネジメント体制を整備する。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>①恒常的に事務組織の見直し、事務の改善等を行うとともに、事務職員の資質を向上させる。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1：教育研究組織及び人事制度の在り方等を全学的観点から恒常的に検討を行う。</p> <p>①-2：大学全体の経営状況に関する情報等を収集・分析し、業務運営の改善を行う。</p> <p>①-3：男女共同参画計画を策定し、全学的に男女共同参画を計画的に推進する。</p> <p>①-4：後援会、同窓会、地域住民等との関係性を強化する。</p> <p>②-1：経営的な観点から幅広くリスクに対応することができる内部統制システムを整備する。</p> <p>②-2：リスク・マネジメントに対応した広報体制等を整備する。</p> <p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1：事務組織の見直し、事務の改善等を検討する恒常的な体制を整備する。</p> <p>①-2：事務職員の雇用形態の多様化、研修機会の充実、人事評価制度を確立する。</p>
<p>III 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <p>①教育研究活動の活性化と水準を向上させるため、科学研</p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄付金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1：若手教員の科学研究費獲得率のさらなる向上、及び大型の競争的資金の獲得を支援</p>

究費をはじめとする外部資金を充実させる。

②医学部附属病院と応用生物科学部附属動物病院の一層の財務改善を進め、収入を増加させる。

③「岐阜大学基金」事業を充実させる。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減

①「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

①財政面から教育・研究の水準を維持・向上させるために、固定的経費の定期的な見直しを行い、管理的経費等を抑制する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

①土地、建物、大型研究施設設備等の現有資産の効果的、効率的な運用を積極的に行う。

するための体制を強化する。

②-1: 医学部附属病院の経営改善の推進と応用生物科学部附属動物病院の経営的自立性を高める。

③-1: 「岐阜大学基金」事業を岐阜大学独自の特徴ある恒常的事業として充実させる。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

①-1: 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

①-2: 事務・管理業務の合理化、効率化と事務組織の見直しを行い、人件費を抑制する。

①-3: 教員、技術職員及び非常勤講師の適正な配置を行うなどの人員配置の効率的運用を推進する。

(2) 人件費以外の経費の削減

①-1: 定期的に経費や契約の見直しを行い、管理的経費を抑制する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

①-1: 土地、建物の利用状況の点検・評価に基づく有効かつ堅実な活用と学内大型研究設備等の共同利用を推進する。

①-2: 有価証券・預貯金などの堅実な運用により、収益を政策経費化の財源として充てる。

<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>①岐阜大学への各部局と教員の貢献度を評価するための岐阜大学評価システムをより信頼と実効あるものにし、岐阜大学の活力とブランド力を高める。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>①適時適切な情報公開や情報発信等を国内外に積極的に行う。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1：岐阜大学評価システムの信頼性をより一層高めるための検討と改善を行い、その実効性を高め、評価を教育研究の質向上につなげる。</p> <p>①-2：自己点検・評価のなかに、関係者の意見のみならず、広く社会の視点を取り入れ、ブランド力向上につながる評価を行う。</p> <p>①-3：総合評価と組織評価の一体的運用によって教育・研究等の改善・充実につながる仕組みを構築し、総体としての岐阜大学の活力を高める。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1：自己点検・評価及び外部評価の結果を、ホームページ等を通じて適時適切に公表する。</p> <p>①-2：評価を通じて明らかになった岐阜大学の特色やブランドイメージを広く社会に発信する。</p>
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>①大学の教育研究等の目標の実現や経営的観点を踏まえたキャンパス全体の整備構想に基づき、良好なキャンパス環境を形成する。</p> <p>2 安全管理に関する目標</p> <p>①安全教育等予防的措置も含めた安全衛生管理体制を整備</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1：キャンパス全体の整備構想を策定し、教育研究施設・設備の安全性の確保と計画的な整備、活用を行う。</p> <p>①-2：環境マネジメント計画を着実に推進する。</p> <p>①-3：P F I 事業（岐阜大学総合研究棟施設整備事業）を引き続き推進する。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>①-1：災害、事件・事故等や日常業務に関する安全衛生教育等を推進する。</p>

する。

3 法令遵守に関する目標

①経理の適正化等，法令に基づく適正な法人運営を行う。

②情報管理の徹底を図り，情報セキュリティを高める。

①-2：危機管理体制の見直しを常に行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

①-1：法令違反を未然に防止するための体制整備，ルールの策定・見直し，研修等を一層強化する。

①-2：内部監査体制を強化する。

②-1：個人情報保護，情報セキュリティ及びコンプライアンスに関する教育等を推進する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

34億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

(1) 医学部及び医学部附属病院の土地

(岐阜県岐阜市司町40, 30, 860. 41㎡)を譲渡する。

(2) 長良団地福江町圃場(1)

(岐阜県岐阜市長良福江町3-19, 995. 99㎡)を譲渡する。

(3) 長良団地福江町圃場(2)

(岐阜県岐阜市長良福江町3-34, 824. 83㎡)を譲渡する。

(4) 応用生物科学部附属岐阜フィールド科学教育研究センター位山演習林の土地の一部

(岐阜県下呂市萩原町山之口字曲り木1797-5, 319. 35㎡)を譲渡する。

(5) 正木宿舍の土地の一部

(岐阜県岐阜市大字正木字古川1980-5外2筆, 391. 35㎡)を譲渡する。

(6) 司町団地の土地

(岐阜県岐阜市司町5, 238. 71㎡)を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地を担保に供する。

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究及び診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・岐阜大学総合研究棟施設整備事業(PFI) ・小規模改修	総額 1, 1 2 8	施設整備費補助金 (9 0 0 百万円) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (2 2 8 百万円)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設、設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

- (1) 男女共同参画計画を策定し、全学的に男女共同参画を計画的に推進する。
- (2) 透明性と信頼性の高い関門制度の実施方法・体制に対する検討を行い運用する。
- (3) 民間企業からの登用を図るなど、事務職員の雇用形態の多様化を推進する。
- (4) 事務職員及び技術職員の研修・自己啓発の実施方針に基づき、職員の資質向上に資する研修を実施する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 9 4, 2 9 0 百万円 (退職手当除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)

岐阜大学総合研究棟施設整備事業

- ・事業総額：2,748百万円
- ・事業期間：平成15～29年度(15年間)

(単位百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設費整 備補助金	140	144	148	152	156	160	900	334	1234
運 営 費 交 付 金	58	54	50	46	42	38	288	62	349

(計数は、それぞれの項目で四捨五入しているため、各年度の計と小計欄等とは合致しない。)

(注) 金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

(長期借入金)

(単位百万円)

年度 財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金	3,289	3,275	3,154	3,133	2,375	2,356	17,581	23,758	41,339

(計数は、それぞれの項目で四捨五入しているため、各年度の計と小計欄等とは合致しない。)

(注) 金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

(リース資産)

該当無し

4 積立金の使途

教育，研究，診療に係る業務及びその附帯業務

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

大学等名 岐阜大学

(単位：百万円)

分	金額
収入	
運営費交付金	78,876
施設整備費補助金	900
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	228
自己収入	117,506
授業料及び入学料検定料収入	25,941
附属病院収入	90,055
財産処分収入	0
雑収入	1,510
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	11,708
長期借入金収入	0
計	209,218
支出	
業務費	173,214
教育研究経費	92,997
診療経費	80,217
施設整備費	1,128
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	11,708
長期借入金償還金	23,168
計	209,218

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 94,290百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人岐阜大学職員退職手当規則及び国立大学法人岐阜大学役員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与相当額及び教育研究経費相当額。
 - ・ 附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与相当額。
- ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。
- ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
 - ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。）
- ④「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

- ⑤「特別経費」：特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

- ⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。J (y - 1) は直前の事業年度におけるJ (y)。
- ⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。L (y - 1) は直前の事業年度におけるL (y)。

$\text{運営費交付金} = A (y) + B (y) + C (y) + D (y)$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{A(y) = E(y) + F(y) - G(y)}$$

- (1) $E(y) = E(y-1) \times \beta$ (係数)
(2) $F(y) = \{F(y-1) \times \alpha$ (係数) $\} \times \beta$ (係数) $\pm S(y) \pm T(y)$
 $\pm U(y)$
(3) $G(y) = G(y)$

E(y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

F(y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

G(y) : 基準学生納付金収入 (③)、その他収入 (④) を対象。

S(y) : 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

T(y) : 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y) : 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y) : 特別経費 (⑤) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特設要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

I(y) : 特設要因経費 (⑥) を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D(y) = \{J(y) + K(y)\} - L(y)}$$

- (1) $J(y) = J(y-1) \pm V(y)$
(2) $K(y) = K(y)$
(3) $L(y) = L(y-1) \pm W(y)$

J(y) : 一般診療経費 (⑦) を対象。

K(y) : 債務償還経費 (⑧) を対象。

L(y) : 附属病院収入 (⑨) を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W (y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.8\%$ とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の実入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の実入見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

大学等名 岐阜大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	199,810
經常費用	199,810
業務費	173,855
教育研究経費	17,924
診療経費	47,350
受託研究費等	6,826
役員人件費	647
教員人件費	59,703
職員人件費	41,405
一般管理費	4,892
財務費用	3,437
雑損	0
減価償却費	17,626
臨時損失	0
収入の部	208,311
經常収益	208,311
運営費交付金収益	77,278
授業料収益	19,936
入学金収益	3,274
検定料収益	1,060
附属病院収益	90,055
受託研究等収益	6,826
寄附金収益	4,607
財務収益	105
雑益	1,405
資産見返負債戻入	3,765
臨時利益	0
純利益	8,501
総利益	8,501

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

大学等名 岐阜大学

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	211,612
業務活動による支出	181,994
投資活動による支出	4,056
財務活動による支出	23,168
次期中期目標期間への繰越金	2,394
資金収入	211,612
業務活動による収入	208,090
運営費交付金による収入	78,876
授業料及び入学料検定料による収入	25,941
附属病院収入	90,055
受託研究等収入	6,826
寄附金収入	4,835
その他の収入	1,557
投資活動による収入	1,128
施設費による収入	1,128
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	2,394

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。